

公益社団法人川崎西法人会 女性部会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）女性部会（以下「本部会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目 的)

第 3 条 本部会は、本会部会運営規程第 3 条の規定に基づき、女性としての視点に立って本会の事業を積極的に推進するとともに、研修会及び親睦交流等を通じて部会員の自己啓発を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の行う各種行事への参画及び推進
- (2) 税務及び経営に関する研修会、講演会及び懇談会の開催
- (3) 会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4) その他、本部会の目的達成に必要な事業

(部 会 員)

第 5 条 本部会の部会員は、本会の会員企業に所属する女性経営者及び幹部等とする。

(役 員)

第 6 条 本部会に次の役員を置く。

部 会 長	1 名
副 部 会 長	2 名
幹 事	若干名
会 計	1 名
会 計 監 事	2 名

- 2 前項の役員は、公正を期するため、各ブロックの所属を考慮して、役員会の推薦により、社団法人川崎西法人会会長がこれを委嘱する。
- 3 第 1 項に掲げる役員の任期については、公益社団法人川崎西法人会定款第 2 2 条の規定を準用する。但し任期は原則として、3 期 6 年を限度とする。
また、解任については、役員会の決議による。

(役員職務)

第 7 条 部会長は、本部会を代表し会務を統括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、本部会の運営を協議し執行する。

4 会計は、本部会の会計を担当する。

5 会計監事は、本部会の会計を監査する。

(会議の種類)

第 8 条 会議は、役員会とし、部会長が招集する。

(役員会)

第 9 条 役員会は、会務並びに必要な事項を協議する。

(負担金)

第 10 条 部会長は、必要に応じて臨時の負担金を徴収できるものとする。

(改 廃)

第 11 条 この会則を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。